

參考資料

子ども・子育て支援

- 待機児童の解消
- 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供(幼保一体化)
- 地域の子育て支援の充実



より子どもを生み、
育てやすく

【新システムの主な内容】

○ 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供(幼保一体化)

- ・ 保育所と幼稚園の良さをあわせもつ施設(総合こども園)の創設、移行の促進
- ・ 小学校就学前の子どもに対する学校教育や保育の給付を一つに



○ 待機児童対策を強力に推進

- ・ こども園を中心に、小規模保育、保育ママなど多様な保育の充実により、質を保ちながら、保育を量的に拡大

	2012年	2014年	2017年
3歳未満児の保育利用率	24%(86万人)	→35%(105万人)	→44%(122万人)
放課後児童クラブ	22%(83万人)*	→32%(111万人)	→40%(129万人)

(* 2011年5月時点)

○ 大都市部以外でも地域の保育を支援

- ・ 子どもの数が減少傾向にある地域でも、こども園に加え、保育ママなどの小規模な保育の活用などにより、子どもに必要な保育を提供(地域型保育給付の創設)

○ 家庭・地域の子育て支援を充実

- ・ 市町村が地域の声を聞きながら、子育ての相談や親子が交流する場、一時的に預かってもらえる場を増やすなど、子育て支援を充実

	2012年	2017年
地域子育て支援拠点	7,587カ所*	→10,000カ所
ファミリー・サポートセンター事業	637市町村	→950市町村

(* 2011年度交付決定ベース)



税・社会保障一体改革のうち、子育て支援の分野では、保育への参入基準を、これまでの認可制から指定制に移行させ、公費で支援する施設などの数を抜本的に増やします。
また、延長保育、病児・病後児保育なども拡大し、様々なニーズに対応します。

現行

- 保育所は認可制、保育の必要性の判断も市町村に委ねられており、保育の量が増えにくい制度。
- 保育は保育所が主体。
- 財源不足により保育の量の拡大に支障。

新制度

(「子ども・子育て新システム」)

- 保育への参入は指定制。
保育の必要性の認定も全国統一の客観基準で行う。
- 保育所・幼稚園・認定こども園から移行した総合こども園のほか、小規模保育、家庭的保育(保育ママ)など、選択肢を増やす。延長保育や病児・病後児保育も拡大。
- 量の拡大や充実のために十分な財源確保
- 地域の子育て支援の充実

2017年度末までに
3歳未満児の保育所等 86万人→122万人(3歳未満児の44%)
延長保育等 89万人→103万人
放課後児童クラブ 83万人→129万人

誰もが安心して子どもを産み育てられる社会を実現
女性の社会進出を促進
→少子化問題を改善し、今後の経済成長につなげる



給付設計の全体像

子ども・子育て新システムでは、こども園給付・地域型保育給付といった幼児期の学校教育・保育に対する給付や、延長保育などの事業、地域の子育て支援のための事業、妊婦健診、児童手当などの給付・事業が、市町村から一元的に提供されることとなります。

■ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業 等

(※) 都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施。

■ 妊婦健診

■ こども園給付

こども園

: 総合こども園、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設をこども園として指定

■ 地域型保育給付

・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※ こども園給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応。

■ 延長保育事業、病児・病後児保育事業

■ 放課後児童クラブ

■ 児童手当

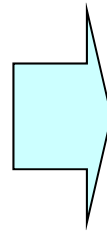
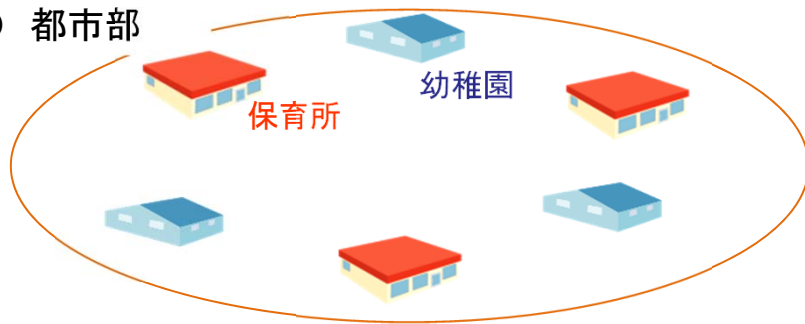
※ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)→将来の検討課題

幼保一体化の進め方（イメージ）

- ・ 国は、幼保一体化を含む子ども・子育て新システムに関する「基本指針」を策定し、財政措置の一体化及び強化等により総合こども園への移行を政策的に誘導します。
- ・ 市町村は、市町村新システム事業計画に基づき、地域における、満3歳以上の保育を利用する家庭の子どもの状況、満3歳以上の保育を利用しない家庭の子どもの状況、満3歳未満の保育を利用する家庭の子どもの状況など、地域の実情等に応じて、必要な施設・事業を計画的に整備します。

（例）

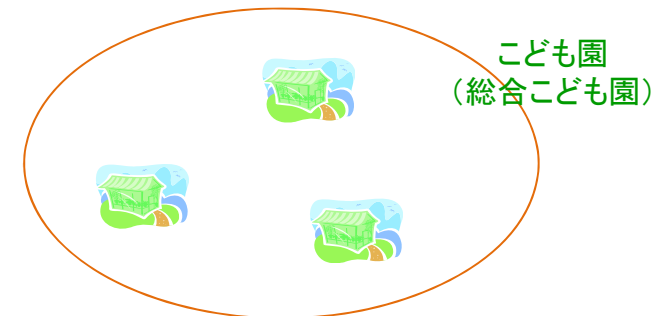
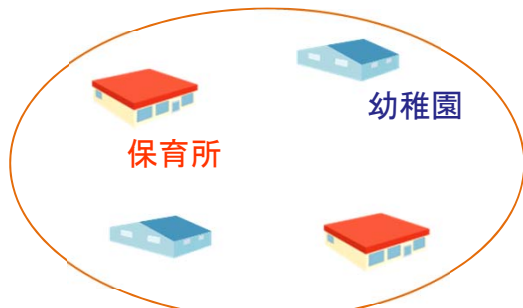
○ 都市部



- ・ 学校教育や保育のニーズの増大に応じ、総合こども園を始め地域の実情等に応じた学校教育・保育の提供体制の整備を行う。

- ・ 将来的に、子どもの減少局面を迎えたときには、市町村の計画に基づき、既存施設の総合こども園への移行を推進する。

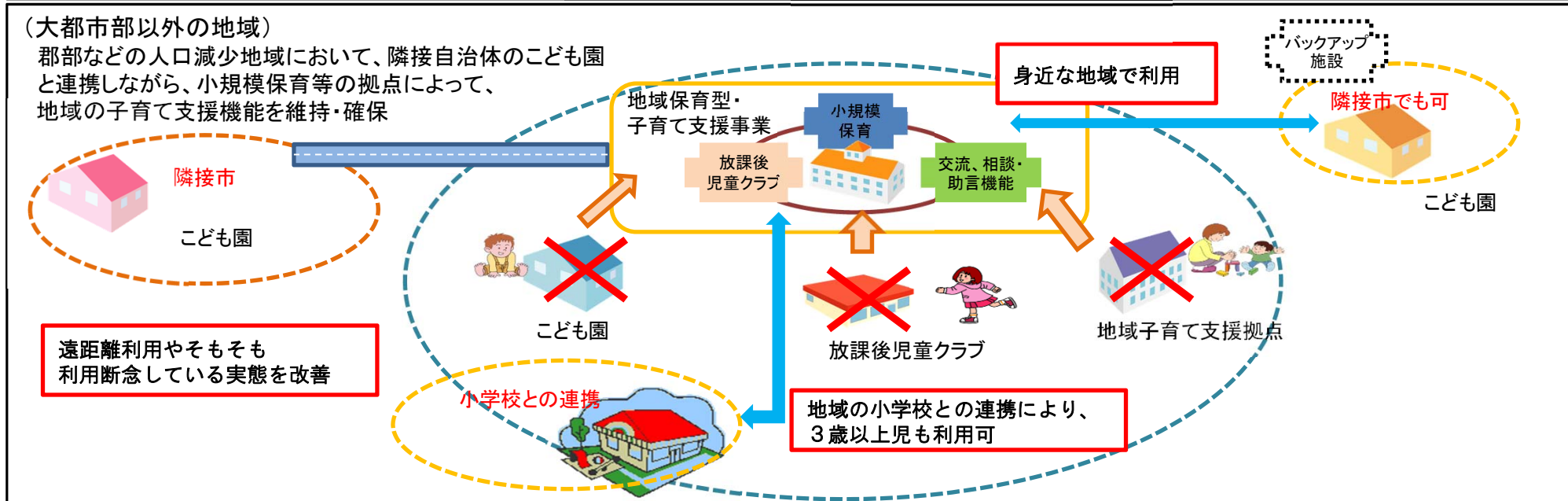
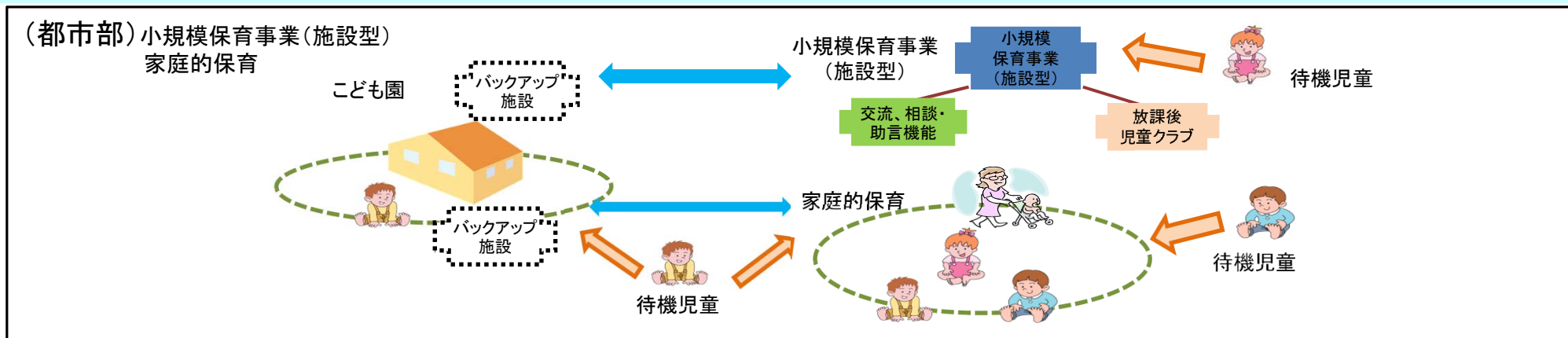
○ 人口減少地域



- ・ 子どもの減少に応じ、市町村の計画に基づき、既存施設の総合こども園への移行を推進する。

小規模保育等の活用による地域の子育て支援機能の充実（イメージ）

- 都市部では、こども園をバックアップ施設として、保育ママなどの小規模保育を増やすことによって、待機児童の解消を図ります。
- 人口減少地域では、隣接自治体のこども園と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保します。



社会保障改革の具体策、工程及び費用試算

「社会保障・税一体改革案」
 (平成23年6月30日 政府・与党社会保障改
 革検討本部決定)より抜粋

	A 充実 (金額は公費(2015年))	B 重点化・効率化 (金額は公費(2015年))	C 工程	D 所要額(公費) 2015年	E 所要額(公費) 2025年
I 子ども ・ 子育て	<p>○ 子ども・子育て新システムの制度実施等に伴う地域の实情に応じた保育等の量的拡充、幼保一体化などの機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 0～2歳児保育の量的拡充・体制強化等(待機児童の解消) 質の高い学校教育・保育の実現(幼保一体化の実現) <p>→ 3歳未満児の保育の利用率 2010年 23%→2014年 35%(2017年 44%)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合的な子育て支援(家庭や地域における養育の支援)の充実 放課後児童クラブの拡充 <p>→ 放課後児童クラブの利用児童数 2010年 81万人→2014年 111万人</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会的養護の充実 <p>⇒ ○ 女性の就業率の向上 ☆ ○ 保育等の従業者の増加 ☆</p> <p>→ 女性(25～44歳)の就業率 2009年 66% → 2020年 73%</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度・財源・給付について包括的・一元的な制度を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 指定制の導入による保育等への多様な事業主体の参入促進 ☆ <p>〔質を確保するための基準と併せて質の改善を図る〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園などの既存施設の有効活用や、小規模保育、家庭的保育などの多様な保育の推進 国及び地方における実施体制の一元化 (「子ども家庭省(仮称)」の創設等) 	<p>新システム具体案を早期にとりまとめ</p> <p>↓</p> <p>税制抜本改革とともに、早急に法案提出</p>	<p>0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討</p>	<p>1兆円超程度</p> <p>※ 左記の措置に係る所要額については、新システムの検討において今後検討</p>
	子ども子育て計	<p>充実計 (2015年)</p> <p>0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討</p>	<p>重点化・効率化計 (2015年)</p> <p>—</p>		<p>0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討</p>

「☆」成長戦略に特に関係が深い項目

内閣府を中心とした子ども・子育て新システムに関する一元的体制（イメージ）
《省庁再編の際には子ども家庭省（仮称）へ移行》

